

○匝瑳市ほか二町環境衛生組合議会の議決に付すべき契約及び
財産の取得又は処分に関する条例

昭和45年11月2日

条例第5号

改正 昭和52年11月17日条例第1号 平成18年1月23日条例第1号
平成19年 2月21日条例第2号 令和元年9月27日条例第1号

(趣旨)

第1条 議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は、処分に関し
ては、この条例の定めるところによる。

(議会の議決に付すべき契約)

第2条 地方自治法（昭和22年法律第67号。以下「法」という。）第96条
第1項第5号の規定により議会の議決に付さなければならない契約は、
予定価格1億5,000万円以上の工事又は製造の請負とする。

(議会の議決に付すべき財産の取得又は処分)

第3条 法第96条第1項第8号の規定により議会の議決に付さなけれ
ばならない財産の取得又は処分は、予定価格2,000万円以上の不動産
若しくは動産の買入れ若しくは売払い（土地については、1件5,000
平方メートル以上のものに限る。）又は不動産の信託の受益権の買入
れ若しくは売払いとする。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（昭和52年11月17日条例第1号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成18年1月23日条例第1号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成19年2月21日条例第2号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（令和元年9月27日条例第1号）

この条例は、公布の日から施行する。